

～ ご家庭向け ～ (R3年度2学期版)

ひいらぎ letter

令和3年10月8日 富田東小 いずみだ

～ 事務室からのお便りです ～

現在、県内一の児童数を誇る富田東小学校。学校事務職員は、学校に単数配置(1人)が標準ですが、本校は大規模校(37学級)のため、複数配置(2人)されています。

本校は、事務職員協働組織「事務部」として、子どもたちの学びの場を整えていきます。
事務部は、かぶらき いずみだ 鍋木と泉田の2人体制です。
お気づきのことがありましたら、

事務室までご連絡ください。

t e l : 0 2 4 - 9 2 3 - 7 4 8 1

富田東小学校HP



子どもに関する様々な制度について

児 童 手 当 と は ?

中学校修了前までの児童を育てられているご家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当のこと。

① 対象：0歳～15歳年度末までの児童

② 手当支給月額 単位(円)

子ども	3歳未満	3歳以上～ 小学校修了前	中学生
第1子 第2子	15,000	10,000	10,000
第3子	15,000	15,000	10,000

(申請者の所得制限あり)

③ 支給月(年3回)

6月・10月・2月

(上記の月の基本10日に4か月分)

「問合せ先」郡山市子ども家庭支援課給付係

児 童 扶 養 手 当 と は ?

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支えることを目的とした手当のこと。

① 対象：0歳～18歳年度末までの児童

② 手当支給月額 単位(円)

区 分	全 部 支 給	一 部 支 給 (所得に応じて)
児童1人目	43,160	43,150 ～ 10,180
児童2人目	10,190	10,180 ～ 5,100
児童3人目 以降	6,110	6,100 ～ 3,060

(申請者の所得制限あり)

③ 支給月(年6回)

1月・3月・5月・7月・9月・11月

(上記の月の基本11日に2か月分)

「問合せ先」郡山市子ども家庭支援課給付係

裏面へつづく

就学援助制度とは？

義務教育（小学校、中学校）を受ける児童のご家庭に対して、経済的理由により困っている場合、学用品費や給食費等の就学に必要な費用の一部を援助することを目的とした制度のこと。

《申請期間》

申請については、随時受付しています。
(今年度分の〆切は1月末)

《申請場所》

「富田東小 事務室」又は
「郡山市教育委員会 学校教育推進課」

《認定要件の一例》

児童扶養手当を受給している場合

※表面を参照ください。

就学援助制度は、子どもたちが楽しい学校生活を送るために、活用できる制度です！

なんとなく、抵抗があるかも……



と感じていたら↓

ちょっとだけ、見方を

変えてみませんか？

たとえば、「制度に頼る」ではなく、

「制度を活用する」という見方へ！

就学援助制度を活用することにより、今まで家庭から負担していたものが減ることとなります。その減った分を、子どものために使えたらどうでしょう。

新しい本を買ったり、新しい服を買ったり、美味しいものを食べたり、子どもとの楽しい時間を過ごすために使ったりなど(^^)／

申請が面倒そうだな… 抵抗があるな…と感じていても、子どものために一歩踏み出してみませんか？ ちなみに、申請はとても簡単です。



令和3年度 諸会費集金について

今年度も残り、4回となりました。

本校では安全面を配慮し、口座振替を導入しております。

振替日前に、通帳の残高確認をよろしくお願いいたします。

《口座振替日》

10月分 10月26日（火）

11月分 11月26日（金）

12月分 12月27日（月）

1月分 1月26日（水）

※10月分及び1月分は、各学期副教材費も併せての集金となります。

※本市では1学期に引き続き、新型コロナウイルス感染症による保護者の経済的な負担軽減を図るため、給食費の一部を補助することとなりました。本校では、10月分及び11月分にて調整します。